

宮津市公報

令和6年8月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

規則

- 13 予防接種等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 1

告示

- 104 道路区画の変更 1
105 市道路線の共用開始 1
106 ふるさと宮津応援寄附金に係る指定納付受託者の事務所の所在地の変更 1
107 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱 2
108 宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱 2
109 寄附金に係る指定納付受託者の指定 3

公告

- 51 公示送達 3
52 農用地利用集積等促進計画の縦覧 4
53 公募型プロポーザルの選定 4
54 宮津市営住宅等（その他住宅）入居者の公募 8
55 条件付一般競争入札の実施 8
56 令和6年度宮津市職員採用試験【前期試験】第1次試験の合格者 11
57 令和5年度情報公開制度の運用状況 12
58 農用地利用集積計画の縦覧 12
59 宮津市営住宅の入居者の公募 12
60 公示送達 13

教育委員会

《告示》

- 16 宮津市教育委員会定例会の招集 13

農業委員会

《告示》

- 7 宮津市農業委員会定例総会の招集 14

規 則

予防接種等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月18日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第13号

予防接種等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則
 予防接種等費用の徴収に関する規則（昭和58年規則第8号）の一部を次のように改正する。
 別表高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の項の次に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症予防接種	3,000円
------------------	--------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

宮津市長 城崎雅文

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	道路の区域			
	区 間	変更の 前後別	敷地幅員 (m)	延長 (m)
宮津中学校線	(起点) 宮津市字本町744番地先	前	1.50～13.45	488.5
	(終点) 宮津市字万年小字真照寺奥90番地先	後	1.50～13.45	488.5

————— * * * —————

宮津市告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
 なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

宮津市長 城崎雅文

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
宮津中学校線	宮津市字本町744番地先から 宮津市字万年小字真照寺奥90番地先まで	令和6年7月16日

————— * * * —————

宮津市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、ふるさと宮津応援寄附金の納付事務を指定した指定納付受託者から事務所の所在地の変更届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月17日

宮津市長 城崎雅文

- 1 指定納付受託者 株式会社アイモバイル
- 2 変更後の事務所の所在地 東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
- 3 変更年月日 令和6年7月17日

* * *

宮津市告示第107号

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年7月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「「手帳」を「「身体障害者手帳」に、「同法施行規則」を「身体障害者福祉法施行規則」に改め、「。以下「規則」という。」を削り、同号イ中「知能指数」を「、知能指数」に改め、同号ウ中「手帳」を「身体障害者手帳」に改め、同号エ中「ウ」を「キ」に改め、同号中エをクとし、ウの次に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に定める1級に該当する者

オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の表に定める2級に該当する者（その障害の程度が同表に定める1級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項の認定を受けた結果、当該1級に係る精神障害者保健福祉手帳と引換えにその障害の程度が同表に定める2級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたときの当該引換えを受けた2級に係る精神障害者保健福祉手帳に最初に記載されていた有効期限の到来する日までの期間内にあるものに限る。）

カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の表に定める2級に該当し、かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める3級に該当する者

キ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の表に定める2級に該当し、かつ、児童相談所等において知能指数がおおむね50以下と判定された者

第3条第1号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）」を、「又は」の次に「その者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める」を加える。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第108号

宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年7月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱（昭和58年告示第33号）の一部を次のよ

うに改正する。

第2条第1号中「「手帳」を「「身体障害者手帳」に、「同法施行規則」を「身体障害者福祉法施行規則」に改め、「。以下「規則」という。」を削り、同条第2号中「知能指数」を「、知能指数」に改め、同条第3号中「手帳」を「身体障害者手帳」に、「規則」を「身体障害者福祉法施行規則」に改め、同条に次の4号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に定める1級に該当する者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の表に定める2級に該当する者（その障害の程度が同表に定める1級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項の認定を受けた結果、当該1級に係る精神障害者保健福祉手帳と引換えにその障害の程度が同表に定める2級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたときの当該引換えを受けた2級に係る精神障害者保健福祉手帳に最初に記載されていた有効期限の到来する日までの期間内にあるものに限る。）
- (6) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の表に定める2級に該当し、かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める3級に該当する者
- (7) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の表に定める2級に該当し、かつ、児童相談所等において知能指数がおおむね50以下と判定された者

第4条第2号中「。以下「令」という。」を削る。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

———— * * * ————

宮津市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和6年8月1日から契約期間満了の日まで、次の者を指定納付受託者として指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年8月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
 名称 GMOペイメントゲートウェイ株式会社
 住所又は事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂1-2-3
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
 寄附金

公 告

宮津市公告第51号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和6年7月3日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第52号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、令和6年6月25日付け6京農会村第645号で農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により認可したので、同条第7項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和6年7月4日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積等促進計画の縦覧期間

自 令和6年7月4日

至 令和6年7月24日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第53号

みやづSDGsプラットフォーム特設サイト導入・保守業務委託受託者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

宮津市長 城崎雅文

1 業務の目的

宮津市は、令和5年5月にSDGs未来都市に選定され、各関係者が地域課題の解決に向け連携し共創する場として、みやづSDGsプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置し、SDGsの達成に向けた取組を進めている。

こうした中で、プラットフォームに登録した企業・団体等（以下「プラットフォーム会員」という。）が、自らの活動について情報発信するとともに、相互に交流、連携をし、市民参加を可能とする機能を実装したSDGsプラットフォーム特設サイト（以下「特設サイト」という。）を導入することで、プラットフォーム運営を効率化するとともに、関係者の共創を加速化・深化し、もって本市における地方創生SDGs活動を推進することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 みやづSDGsプラットフォーム特設サイト導入・保守業務
- (2) 業務内容 別紙1「みやづSDGsプラットフォームサイト導入・保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
※令和7年度以降の保守契約については、別途契約を締結することとする。
- (4) 予算概要 委託料の上限額 2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。
- (5) 契約保証金 免除

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年4月1日現在において、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ、納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税並びに市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生

法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 3年以内に、国、都道府県及び市町村の発注による、同種業務又は類似業務を履行(施行中を含む。)した実績があること。
- (6) ISO/IEC 27001(JIS Q 27001)認証、ISO/IEC 27017認証及びプライバシーマーク付与認定を取得していること。

※(1)から(4)については、連携協力企業等(参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者)があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

4 参加手続

本プロポーザルの資格審査を受けようとする者は、次のとおり必要な書類等を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式1)

イ 会社概要関係書類(様式2)※パンフレット等があれば添付すること。

ウ 業務実績調書(様式3)※業務実績を補足する資料(契約書、成果品等)を添付すること。

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 令和6年7月23日(火)午後5時まで

(4) 提出場所 「13 問合せ先」のとおり

(5) 提出方法 持参又は郵送によること(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

(6) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、その可否について参加資格審査通知書を発送する。

5 企画提案書の提出

(1) 提出書類

前項の参加申込により参加資格を得たものは、次のとおり必要な書類を期限までに提出すること。

ア 企画提案書(「6 企画提案書について」を参照)

イ 配置予定技術者経歴書(様式4)

ウ 提案見積書(様式5-1)

エ 費用内訳書(様式5-2)

オ 結果通知発送用等の返信用封筒(1枚)(宛名記入、切手貼付)

(2) 提出部数 各10部(原本1部、副本(コピー可)9部)(オを除く。)

※ 企画提案書については、CD-R又はDVD-Rを用いて電子データを合わせて提出すること。

(3) 提出期限 令和6年8月1日(木)午後5時まで

(4) 提出場所 「13 問合せ先」のとおり

(5) 提出方法 持参又は郵送によること(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

6 企画提案書について

(1) 企画提案書の概要

仕様書に記載する業務内容をより効果的に達成するための提案を行うもの。

(2) 形式

用紙はA4判又はA3判折り込みとし、任意様式とする。

(3) 企画提案書の構成

企画提案書は、別紙1「仕様書」に基づき、次の事項を記載すること。

会社概要及び業務実績	会社概要及び本業務と同様の業務の実績を記載すること。
------------	----------------------------

業務の実施体制	本業務の実施体制及び配置人員の経験、技能等を記載すること。
業務の実施スケジュール	業務の実施スケジュールを記入すること。
本業務の実施方針	本業務に対する基本的な考え方及び実施方針について提示すること。
特設サイトの機能	特設サイトの構成、機能、デザイン等の提案について記載すること。（必要であれば別冊資料を用いてもよい。また、実際に操作できる必要はないが、デザインや操作イメージが分かるように提案すること。）
セキュリティ対策	特設サイトの提供に係る情報セキュリティ対策について記載すること。
サポート対応	障害発生時の対応や平常時のサポート体制について記載すること。

※仕様書に記載されていないが、見積費用の範囲内で本市に有益と思われる独自提案があれば記載すること。

(4) その他

業務提案書において別途費用を必要とする内容がある場合には、必ずその旨を明記し、概算費用を提示すること。明示のない場合又は不明確な場合は、提案見積金額内とする。

7 質疑応答等

参加申込書及び企画提案書の提出について質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。質疑に対する回答は、参加表明書を提出している全ての者に対し、随時電子メール又はファクシミリにより回答する。

なお、提出期間後の質疑には応じないので、留意すること。

(1) 提出書類 質疑書(様式6)

(2) 提出期間 令和6年7月29日(月)までの土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法 電話連絡の上、電子メール又はファクシミリにより提出

(4) 提出場所 「13 問合せ先」のとおり

8 事業者の選定

(1) 審査・選定方法

提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、別紙2「審査基準」に基づき審査を行い、最も高い評価を得たものを優先交渉権者として選定する。ただし、各項目に基準点を設定し、最も高い評価を得た者の総得点が60点に満たない場合、優先交渉権者としての選定を見送る。

(2) プレゼンテーション

ア 企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを順次個別に行う。

イ プレゼンテーション等については、Zoomを使用して実施する。

ウ プレゼンテーション等の説明者は5名以内とする。

エ プレゼンテーション等の実施日時は、参加資格審査通知書により通知する。

オ ZoomのURL、ログインID及びパスワードについては、別途、電子メールにて連絡する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての者に対し書面により通知する。

なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めない。

9 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

選定した優先交渉権者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、速やかに契約を締結する。なお、合意しなかった場合は、次順位の事業者を新たな交渉権者として協議を行う。

(2) 支払条件

業務完了時の一括払とする。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないことが発覚した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (4) 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条例に違反した場合
- (5) 提案見積金額が2(4)に定める委託料の上限額を超えた場合
- (6) 本市が示す仕様を満たさないと認められる提案を行った場合
- (7) 他の参加者と提案内容などについて相談を行った場合
- (8) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合

11 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりである。

内 容	日 程
参加資格審査	令和6年7月9日(火)から 令和6年7月23日(火)午後5時まで
質疑書の提出	令和6年7月29日(月)午後5時まで
企画提案書等の提出	令和6年8月1日(木)午後5時まで
審査会(プレゼンテーション等)	令和6年8月9日(金)(予定) (正式日時は企画提案書等の提出後に通知)
審査結果の通知	令和6年8月13日(火)(予定)
契約締結	令和6年8月14日(水)(予定)

12 その他

- (1) 本市が参加を認めた後に辞退しようとする場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。
- (2) 企画提案書及び提案見積書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 提出された企画提案書などは返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- (5) 参加申込及び企画提案書提出後、それぞれに係る関係書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本市から指示があった場合は、この限りではない。
- (6) 本プロポーザル及びプレゼンテーションの実施に当たり、本市から追加書類の提出を求めることがある。
- (7) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に関する経費は、提案者の負担とする。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- (9) 提出された書類は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び宮津市情報公開条例(平成12年条例第56号)に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (10) 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (11) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

13 問合せ先

宮津市 市民環境部 市民環境課 環境衛生係

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1(本館1階)

【TEL】0772-45-1617

【FAX】0772-25-1691

【e-mail】 eisei@city.miyazu.kyoto.jp

———— * * * ————

宮津市公告第54号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和6年7月11日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃（円）	戸数	規格
宮村	宮津市字宮村	40,000	1	3DK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館1階）に備付けの「宮村団地（その他住宅）入居者募集案内書」に添付の「宮村団地入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和6年7月16日（火）から令和6年9月18日（水）まで
- (2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法 入居者は、先着順で決定します。

6 入居時期 入居決定した日から約1か月後

———— * * * ————

宮津市公告第55号

条件付一般競争入札の実施について

重要文化財 旧三上家住宅主屋ほか4棟耐震調査診断業務について、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和6年7月12日

宮津市長 城崎雅文

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 重要文化財 旧三上家住宅主屋ほか4棟耐震調査診断業務
- (2) 業務場所 宮津市字 河原 1850 番地
- (3) 業務期間 契約日の翌日から令和8年3月26日まで（※債務負担行為に係る契約）
- (4) 業務概要 建物の耐震調査・診断を行い、構造補強案を策定し、報告書を作成する。
 （令和6年度業務分 予備調査、実地調査）
 （令和7年度業務分 耐震性能判定等、報告書作成）

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市教育委員会事務局社会教育課社会教育係（文化財担当）
 宮津市福祉・教育総合プラザ（宮津阪急ビル4階）

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字浜町 3012

電話番号 0772-45-1642

ファックス番号 0772-22-8438

E-mail b-shinkou@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならないものとする。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録を受けていること
- (2) 次の各号に該当しないこと
 - ① 成年後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
 - ② 資格確認申請書提出時までに市税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - ③ 資格確認申請書提出時までに市が発注した建築関係コンサルタント業務に関する債務を履行していない者
 - ④ 資格確認申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - ⑤ 資格確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、宮津市の競争入札において指名停止とされた者
 - ⑥ 宮津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当する者
- (3) 京都府内に本社、支社又は営業所等を置く者であること
- (4) 平成 26 年度以降において、歴史的建造物（国又は地方公共団体によって指定あるいは登録を受けている建造物、またはこれらに準じる伝統的建造物。）の時刻歴応答解析法及び限界耐力計算を用いた耐震調査診断及び補強案策定業務に係る完了実績を有すること。
- (5) 同種の耐震調査診断及び補強案策定業務に直接関わった実務実績を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を専任で配置できること。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式 1）
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 同種業務実績調書（別記様式 2）

3 に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を少なくとも 2 件、別記様式 2 に記載すること。

イ 配置予定技術者調書（別記様式 3）

3 に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の業務の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

また、業務履行に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

また、技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に 3 か月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

- (ア) アの同種業務の実績及びイの配置予定技術者の経験として記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書の写しそれらの工事の内容が確認できる図書等の写し
- (イ) イの技術者の資格要件として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し及び配置予定技術者の経験として記載した業務に従事したことを確認できる図書の写し

5 入札に参加する手続き等

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間

令和6年7月12日(金)から令和6年7月19日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(2) 設計図書等(業務仕様書・業務費内訳表(金額抜き))の閲覧期間

令和6年7月12日(金)から令和6年8月2日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※宮津市HPに掲載する。

※設計図書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

令和6年7月16日(火)から令和6年7月23日(火)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

ただし、郵送の場合は令和6年7月23日(火)の午後4時までに必着とする。

(4) 現地説明会

日時 令和6年7月25日(木) 午後2時から3時

場所 重要文化財 旧三上家住宅

京都府宮津市字河原 1850 番地

※詳細は入札参加資格確認者のうち説明会参加希望者に対し別途連絡する。

(5) 設計図書等に関する質問

令和6年7月29日(月)まで

ただし、郵送の場合は令和6年7月29日(月)の午後4時までに必着とする。

(6) 設計図書等に関する質問の回答

令和6年7月31日(水)に宮津市ホームページに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該業務の入札に参加することができないものとする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札日時等

(1) 入札日時 令和6年8月6日(火) 午後2時

(2) 入札場所 宮津市役所本館南棟1階第2会議室

(3) 持参するもの

ア 入札書

イ 印鑑

法人の場合は代表者印、代理人が入札する場合は委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印
ウ 委任状(代理人が入札する場合のみ)

9 入札の方法等

(1) 入札の執行回数は1回とする。

(2) 入札書に記載する金額

入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書と合わせて金額を記載した業務費内訳書を提出すること。

(3) 代理人により入札しようとするときは、委任状を入札前に提出すること。

- (4) 郵便による入札は認めない。
- (5) 入札金額は「千円止め」とする。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。
- ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。
- ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。
- エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。
- オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。
- カ その他入札条件に違反したとき。
- 10 落札者の決定方法
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。
- 11 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (1) 入札保証金については、免除とする。
- (2) 契約保証金については、免除とする。
- 12 支払条件
- (1) 委託料の支払については、債務負担行為に係る契約として、契約時に令和7年度業務分及び令和8年度業務分の出来高予定額、支払限度額を設定して、当該年度業務の完了を確認の上、当該年度の支払限度額の範囲において支払うものとする。
- (2) 前払金については、なしとする。
- (3) 部分払については、なしとする。
- 13 その他
- (1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該業務に配置すること。
- (2) その他については、宮津市財務規則の規定に示すとおりとする。

* * *

宮津市公告第56号

令和6年度宮津市職員採用試験【前期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和6年7月12日

宮津市長 城崎雅文

第1次試験に合格した者の受験番号

A0004 A0006 A0007 A0008
A0012 A0013 A0014 A0016
A0017 A0019 A0020 A0021
A0022 A0025 A0028
C0001
E0001
F0003 F0004 F0005

第2次試験の実施要領

1 個別面接

- (1) 日時 令和6年7月25日（木）または令和6年7月26日（金）

(2) 方法 オンライン (Zoom)

* * *

宮津市公告第57号

宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号）第21条の規定により、令和5年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和6年7月16日

宮津市長 城崎雅文

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況							取下げ
		開 示		不開示	存否応答拒否	不存 在等	計		
		全部開示	部分開示						
市 長	36	28	20	8	1	0	7	36	0
教育委員会	3	3	1	2	0	0	0	3	0
選挙管理 委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評 価審査委員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	10	10	9	1	0	0	0	10	0
合 計	49	41	30	11	1	0	7	49	0

注 「請求件数」とは、宮津市情報公開条例第4条第1項の規定により開示請求のあったものうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間の請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

* * *

宮津市公告第58号

改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和6年度農用地利用集積計画（令和6年7月16日付け宮農委第19号通知分）を定めたので、改正前の同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和6年7月22日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和6年7月22日

至 令和6年8月8日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第59号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和6年7月26日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃（円）	戸数	規格
宮村上	宮津市字宮村	21,200～41,700	1	2DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,400～32,300	2	3DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

(1) 期 間 令和6年8月6日（火）から令和6年9月18日（水）まで

(2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略 入居者は、先着順で決定します。

6 入居時期 入居決定した日から約1か月後

————— * * * —————

宮津市公告第60号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和6年7月29日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第16号

令和6年第9回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和6年7月16日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

1 日 時 令和6年7月19日（金） 午前9時

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第7号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和6年7月5日

宮津市農業委員会
会長 関野 掲 司

1 日 時 令和6年7月12日（金） 午前9時30分

2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議案第32号 非農地証明交付申請の承認について

議案第33号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について

議案第34号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について